

京都市告示第502号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年1月8日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

向島北津田町自治会

2 規約に定める目的

自治会は、会員相互の親睦、レクリエーション活動並びに住み良い環境づくりを目的とし、下記の事業を行う。

- (1) 町内の安全と福祉の増進、親睦などの活動の計画と実施
- (2) 連合会及び地域各種団体との交流、協調
- (3) 各種広報活動
- (4) 北津田町児童公園の管理
- (5) その他、自治会において必要と認めた事項

3 区域

京都市伏見区向島津田町58番地から130番地までの区域

4 主たる事務所

京都市伏見区向島津田町95番地6

5 代表者の氏名及び住所

河原崎 金三

京都市伏見区向島津田町129番地29

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和3年1月4日

(文化市民局地域自治推進室)